

議案第 17 号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

小学校給食費に係る額の見直し及び国の交付金制度を活用した抜本的な負担軽減を  
するとともに、物価高騰への対応として令和 8 年度の中学校給食費における保護者の  
負担を軽減したいため

## 海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（学校給食費の抜本的な負担軽減に係る令和8年度における小学校給食費の特例）

- 6 令和8年度における別表小学校の項の規定の適用（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものを受けている場合を除く。）については、同項中「59,680円」とあるのは「2,480円」とする。

（物価高騰に係る令和8年度における中学校給食費の特例）

- 7 令和8年度における別表中学校の項の規定の適用については、同項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。

別表小学校の項中「59,675円」を「59,680円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。